

# 1. 公的医療保険

生命保険に加入する場合に知っておきたい**公的保険制度**としては、**公的医療保険**と**公的年金**があります。今回は、**公的医療保険**についてです。

日本では、国民皆保険制度により、全ての人が公的医療保険に加入し、持病があっても、医療費が高額になっても定められた負担割合で医療を受けることができます。

日本人の0歳から74歳が加入する公的医療保険は、大企業のサラリーマンが加入する組合健保と中小企業のサラリーマンが加入する協会けんぽを合わせた**健康保険**と公務員が加入する**共済組合**、自営業や学生などが加入する**国民健康保険**、船員が加入する**船員保険**の4つに大別されますが、**75歳以上になると全員が後期高齢者医療保険制度**に加入することになります。

1. 健康保険 — 組合健保（大企業サラリーマン） 協会けんぽ（中小企業サラリーマン）	後期高齢者医療保険制度 75歳以上
2. 共済組合（公務員）	
3. 国民健康保険（自営業、学生等）	
4. 船員保険（船員）	

0歳

75歳

また、医療費の一部負担（自己負担）割合は、以下のようになります。

- ・ 75歳以上 1割（現役並みの所得者3割、  
一定以上の所得者は2割（令和4年10月1日から施行））
- ・ 70歳から74歳 2割（現役並みの所得者3割）
- ・ 70歳未満 3割
- ・ 6歳（義務教育就学前）未満 2割



## 医療費の自己負担割合

75歳	一般の所得者 1割	一定以上の所得者 2割	現役並みの 所得者 3割
	一般の所得者 2割		
70歳	3割		
6歳	2割		

☆子どもの医療費については、各自治体で医療費助成が実施されている場合が多いのでご確認ください

尚、公的医療には、一か月の自己負担が、一定の金額を超えた場合に超えた部分が払い戻される**高額療養費制度**や連続して3日以上休んだ場合に4日目から支給される**傷病手当金**などもあります。